

○犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程

(平成31年4月22日島根県公安委員会規程第4号)

(趣旨)

第1条 この公安委員会規程は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく報告又は資料の提出の要求（以下「報告等の要求」という。）並びに第16条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告等の要求及び立入検査の基本)

第2条 報告等の要求及び立入検査は、法の施行に必要な範囲で行うものとし、職権を濫用し、又は正当に営業している者に対して過重な負担を課することがあってはならない。

(報告等の要求の範囲)

第3条 報告等の要求は、法の目的の範囲内で行う指導、監督等のため必要なものに限るものとする。

(立入職員の指定及び身分証明書の交付)

第4条 生活安全部長は、立入検査を適正かつ効果的に行うため、あらかじめ立入検査を行う職員を指定するものとする。

2 前項の指定は、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）第33条第1項の規定による身分証明書を交付して行うものとする。

3 第1項の規定は、指定を受けていない職員が立入検査を行う職員の補助のために立入検査に同行することを妨げるものではない。

(委任)

第5条 この公安委員会規程に定めるもののほか、報告等の要求及び立入検査に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、平成31年5月1日から施行する。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく立入検査に関する規程の廃止)

2 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく立入検査に関する規程（平成21年島根県公安委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則（令和3年10月27日島根県公安委員会規程第3号抄）

(施行期日)

1 この公安委員会規程は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規程の施行の際現にこの規程による改正前の次に掲げる公安委員会規程の規定によりそれぞれ立入調査、立入り又は立入検査を行う職員に指定されている者は、この公安委員会規程の施行の日から令和7年1月3日までの間は、この公安委員会規程による改正後の次に掲げる規程の規定によりそれぞれ立入調査、立入り又は立入検査を行う職員に指定されている者とみなす。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく報告等の要求及び立入検査に関する規程第4条第1項

(5) 〔略〕